

あきた女性の活躍推進会議設置要綱

(目的)

第1 人口減少や少子高齢化が著しい秋田県において、地域の活力を維持・向上させていくためには、女性が個性と能力を活かし、様々な分野で持てる力を十分に発揮できるようにする必要がある。

このため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第27条の規定に基づき、「あきた女性の活躍推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置し、経済団体等と行政とが共通認識のもと一体となって、広く女性の活躍推進の機運を醸成し、女性が活躍できる環境づくりを促進する。

(構成)

第2 推進会議は、別紙の会員により構成する。

- 2 会長は、会員の互選により定める。
- 3 会長は、推進会議の会務を総括し、推進会議を代表する。
- 4 会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名した会員がその職務を代理する。
- 5 会長は、必要に応じてオブザーバーを出席させることができる。

(所管事項)

第3 推進会議は、次の各号に関する事項を所管する。

- (1) 女性の活躍推進の機運の醸成に関する事
- (2) 女性が活躍できる環境づくりの促進に関する事
- (3) その他女性の活躍推進のために必要な事

(会議)

第4 会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 会員が出席できないときは、委任による代理出席を認める。

(連絡会議)

第5 推進会議を円滑に運営するため、構成団体（オブザーバーを含む。）の担当者等による連絡会議を開催する。

- 2 連絡会議の開催に必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第6 推進会議に関する庶務は、秋田県人口戦略部男女共同参画推進課が担う。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別 紙

あきた女性の活躍推進会議会員

【経済団体】

- ・ 秋田県商工会議所連合会 会長
- ・ 秋田県商工会連合会 会長
- ・ 秋田県中小企業団体中央会 会長
- ・ 一般社団法人秋田県経営者協会 会長
- ・ 一般社団法人秋田経済同友会 代表幹事
- ・ 秋田県農業協同組合中央会 会長

【その他関係団体等】

- ・ 日本労働組合総連合会秋田県連合会 会長

【行政】

- ・ 秋田労働局 局長
- ・ 秋田県市長会 会長
- ・ 秋田県町村会 会長
- ・ 秋田県 副知事